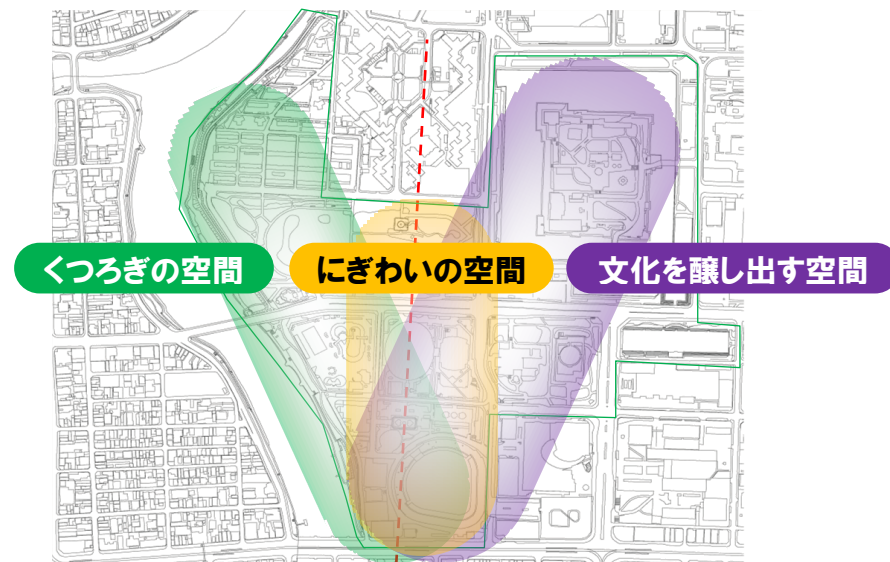


旧市民球場跡地の活用の方向性

1 既存の3つの公表資料における旧市民球場跡地の位置付け

(1) 中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）（平成24年11月）

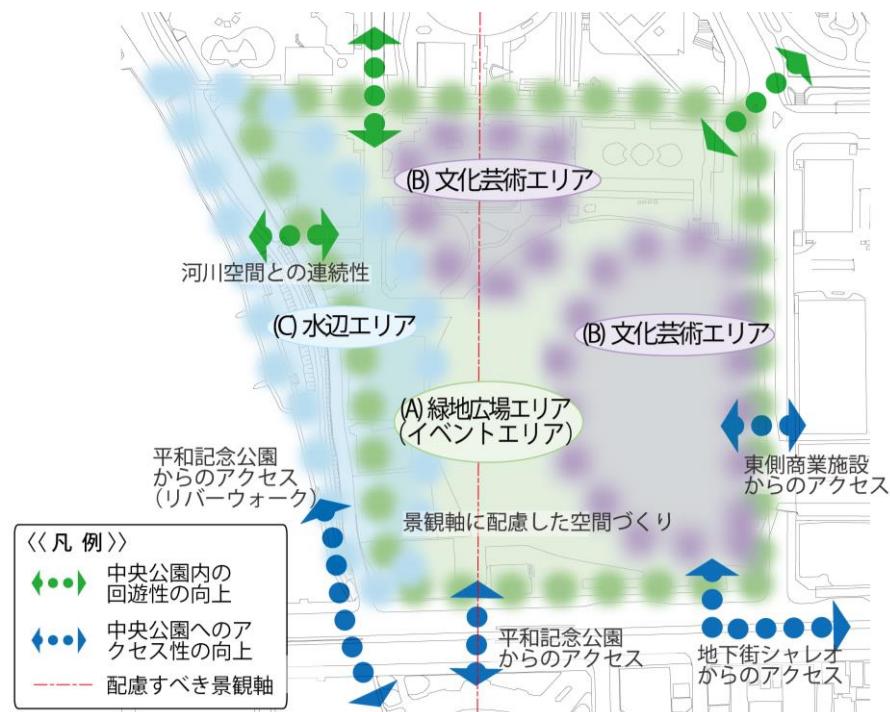
球場跡地は、中央公園が有する「にぎわいの空間」、「くつろぎの空間」及び「文化を醸し出す空間」という3つの空間特性が重なる場所に位置しており、こうした点を踏まえた中央公園全体の一体性やバランスの確保が不可欠である。



(2) 旧市民球場跡地の活用方策（平成25年3月）

「文化芸術機能」と「緑地広場機能」を中心とする機能及びこれらを補完する機能とともに、「緑地広場エリア」「文化芸術エリア」「水辺エリア」の3つのエリアを設定し、それぞれのエリアに応じて機能を配置することになっている。

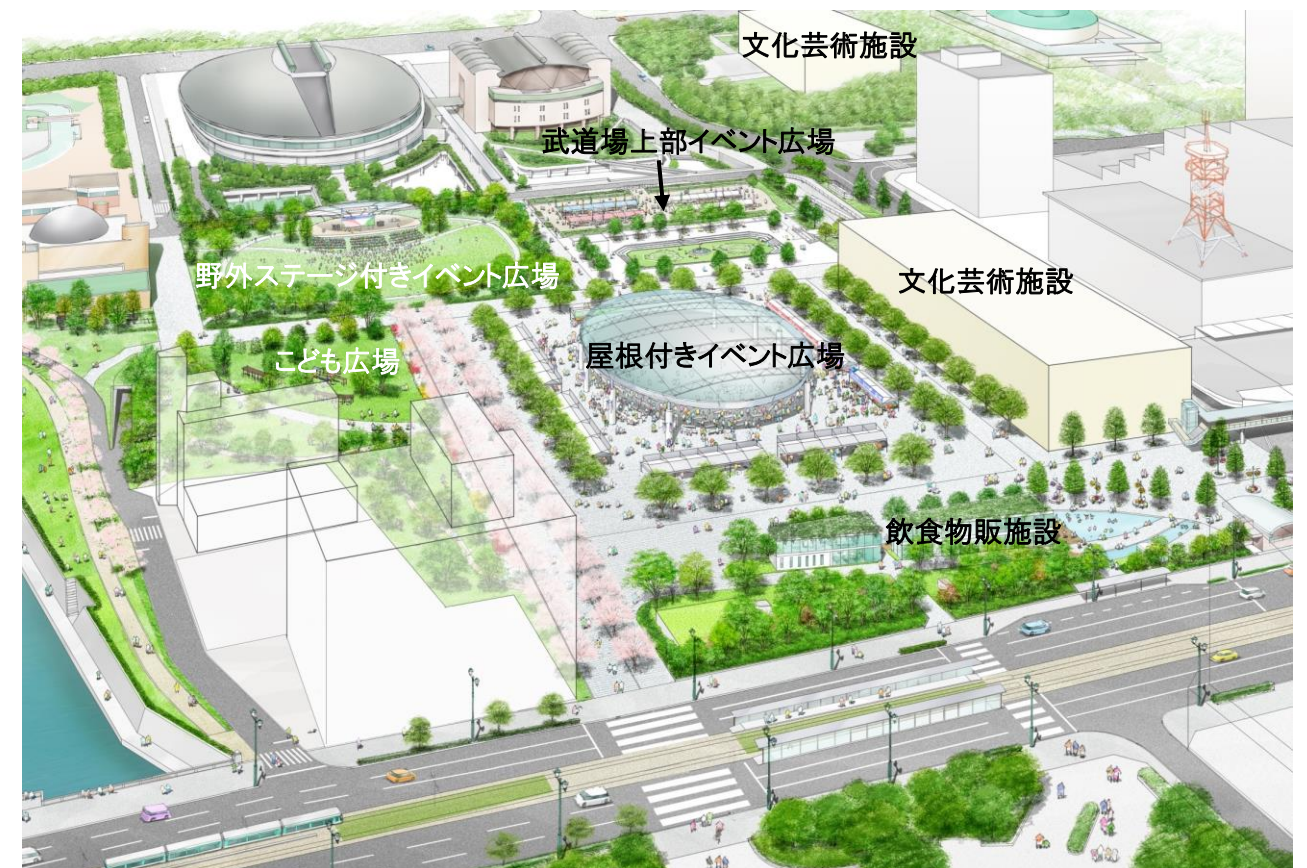
なお、文化芸術エリアについては、緑地広場エリアにおけるイベントなどのソフト開発を先行させ、その実績を踏まえた上で、段階的に整備を行うことにしている。



(3) 旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ（平成27年1月）

平和記念公園とのつながりを考慮し、緑豊かなオープンスペースを中心とした空間とともに、多様なイベントが開催できる空間とすることになっている。

なお、計画地東側の文化芸術エリアについては、文化芸術施設の整備までの間は暫定的にイベント広場や大型バス駐車場として活用することになっている。



2 民間活力の活用

近年、都市公園の活用に当たっては、大阪城公園を始め、設計・整備から管理・運営までを一括して民間事業者に任せる事例が増えつつあり、また、平成29年度に都市公園法が改正され、Park-PFI制度が創設されるなど、民間活力の活用を推進する仕組みが整えられている。

こうした状況を踏まえ、旧市民球場跡地についても、国有地であること及び既存の公表資料を踏まえつつ、民間活力を活用することができるよう、現在、専門のコンサルタントへの委託により、民間活力を導入した整備や運営等の導入可能性を調査しており、今年度中に事業スキームを構築したいと考えている。